

25時行動委員会・富山

通信 8

2015.10
25時行動委員会・富山
(090-7744-0122 藤岡)
E-mail:25h.action@gmail.com
Url:http://25h-action.blogspot.jp/

2015. 9. 13 〈25時行動委員会〉

—— 「プロジェクト・〈ピープル〉の創り方」序 ワークショップ:第1回

「プロジェクト・〈ピープル〉の創り方」には、二つの側面がある。一つは、今回の「戦争法案反対」の盛り上がりからもその萌芽のようなものが生まれつつある(?)という意味で、「〈ピープル〉が生まれる時」(枠組み・A)。もう一つ、〈ピープル〉はどのような秩序を創り出し、担うべきか。それが可能なピープルを創り出すということが、まさに社会を構想するということにあたるのだという意味で「〈ピープル〉創出の構想」(枠組み・B)の二つである。今回は、「戦争法案」に反対するという「図書新聞」の企画に寄せられた6氏の寄稿文を利用して、ワークショップを行ったことの報告である。

今回のワークショップでは、事前に配布されていたこの6人の文章を使って、いろいろな形で試みたパフォーマンスが、参加者によって披露された。

笠井潔の「狼は来た」にインスパイアされて描いた絵の披露や、6人の主張を「オッペケペー節」で唄ったパフォーマンスなど、様々な趣向のものがあり、にぎやかだったが、ここでは、ある参加者から披露された、6人が架空のパネルディスカッションを行っている様子を描いた「パフォーマンス」を代表して取り上げ、掲載する。

この「パフォーマンス」の中で、議論は「〈ピープル〉が生まれる時」(枠組み・A)から、「〈ピープル〉創出の構想」(枠組み・B)へと移行していく。

6氏による仮装ディスカッション：

「戦争法案」に反対した後はどこへ向かうのか

司会：今日は、「戦争法案」に反対する」という図書新聞の企画に寄稿された6人の皆さんに、「戦争法案」に反対した後はどこへ向かうのか」という新たな企画をご用意しました。粉川さん、笠井さん、新城さん、阿部さん、古賀さん、柿木さんには、パネラーをお願いしております。私、司会の「25時行動委員会」〇〇です。どうぞ宜しくお願いします。

I、国家 — 国家があっては生きられない

1 「安全保障」の英語表現が「セキュリティ」であることから

司会：まず初めに、粉川さん、「安全保障」の英語表現は「セキュリティ」であるということですが……。

粉川：そうです。コンピュータユーザーならわかるように、「セキュリティ」とは「安全」を保障するものではなく、敵への挑発宣言であり、セキュリティの始動とは戦闘状態に入ることを意味する。そして、初めに危機があるからセキュリティが必要なわけではなくて、セキュリティを運用するために危機が必要になってきます。

司会：なるほど、私もかなり以前ですが、雑誌「現代思想」97/3で、市野川容考さんが「安全性の装置」という論文で、国家を「セキュリティ装置」として捉えた上で、次のように述べているのを思い出しました。

『securityは語源から言えば、se（～がない）という接頭辞と、気遣いや心配を意味するcuraの合成であるsecuritas（気遣いのないこと）からなる。しかし、securitas（気遣いのいらぬ）状態をもたらすのはcuraであるという逆説にすぐにぶつかる。つまり、語義的には「配慮」を無化するはずの「security装置」が、同時に「あらゆる場所に目を配る配慮の装置」になると、理解できるだろう。「セキュリティ装置」はcuraを無化するのではない。そうではなく、人々からcuraを言わば収奪し、それを無限に肥大させ、その見返りとして人々にcuraなきsecuritasをもたらす、そういう装置なのである。とすれば、国家に収奪されたcuraの奪回と、その可能な在り方の模索こそ、私・たちにとっての最大の課題なのではないか』という内容でした。また、同じ

論文で、市野川さんはフーコーの言葉をこのように紹介しています。

『国家の人民に対する関係というのは、本質的には、「安全保障協定」とでも呼べるような形式のもとで形成されます。かつて、国家はこう言うことができた——「私はあなた方に一つの領土を与えようと思う」、言い換えれば「私はあなた方に、あなたが自分たちの国境の内部でなら平和に生活できるようになることを保証します」と。それは領土に関する協定であり、国境の保証は国家の重要な機能でした。今日、国境の問題はそれほど前面には出て来ませんが、国家が協定として人民に提示するのは、「あなた方は保護されるだろう」ということ、つまり、不確かなこと、予期せぬこと、損害や危険をもたらすようなこと、そういったすべてのことから保護されるだろうということ です。』

ここで言われていることは、国家という「セキュリティ装置」は、安保・基地・領土問題等の国家安全保障＝「National Security」だけではない。近代国民国家は、「National Security」を始め、国家の市場へのネオリベ的介入としての「Market Security」、福祉・社会保障の範疇での「Social Security」、そして、いわゆる治安・言論統制・教育統制等の「Public Security」など、領土内に住むものの生活を保障するとしながら、いざ国家への抵抗を試みる際には、がんじがらめに身動きが取れないように縛るものでもある諸々の「セキュリティ」を束ねる装置なのだということです。

つまり、国家あるいは国家間の安全保障体制というものは、一方で国境内の住民に気遣い無用＝心配ご無用と言いながら、他方では常に国境外部に敵を仮想し、住民の不安をあおり、国家のcuraに頼るように仕向ける体制ではないかということです。さらに、住民の不安は、国境外部の敵だけではない。様々な生活上の不安を、今や国家は一手に引き受けるようなポーズをとっている。不安を解決するどころか、むしろあおるのが国家であるのに。市野川さんの言う通り、まさに「国家に収奪されたcuraの奪回を！」ということだと思います。

2 国家の論理を留保なく拒否する政治を沖縄の座り込みアクションの現場で語り合うこと

新城 : もっとはっきり言いましょ。来たるべき政治とは何か。それは、国家の論理を留保なく拒否する政治である。共に死ぬことを美化する斉唱の輪の中に、無数の切れ目を入れていく営み、死に赴かず死に赴かせないための共同性こそが求められているが、

この共同性は、反戦という原則のみで構成されます。この反戦の前に、いかなる付帯条件も例外もない。これを模索しなければ、私たちは、国家あるいは国家を超えた集団的安保体制によって殺されていくことになる。沖縄には「集団自決」の歴史があるので。

阿部： 私は、沖縄のこれまでの闘いを、「反戦」というより「非戦」としてとらえたい。軍隊の保持や戦争の正当性を担保しつつ「この戦争には反対」と主張する反戦に対し、あらゆる戦争を放棄する「非戦」という語があるとしてのことです。新城さんの言う「いかなる付帯条件も例外もない反戦」と私が言う「非戦」は、おそらく同じ意味なのではないでしょうか。私は「非戦」という言い方の方に、より沖縄の思いがこもるような気がします。沖縄は軍事基地を拒否している。軍隊が人々を守らないことを知っている。「座り込み」というアクションでの非暴力の抵抗運動の歴史があり、その意味で「非戦」という言葉を使いたい。新城さんが言う「国家の論理を拒否する政治」は、路上で、沖縄の座り込みの現場で語り合うのが最もふさわしいと思います。

司会： なるほど、安保体制は、まさしく国家の論理の延長線上にある。そして、「反安保」の延長線上には、国民国家の解体が見えてくるはずですね。世界情勢を見ても、国家を目指す運動は、16世紀以来の近代国家であれば植民地支配をもたらし、イスラエルの建国は、国家なき民であるユダヤ人の歴史にとりかえしのつかない汚点となりました。現代の「テロとの戦争」は、国家間の戦争から様変わりしたように言われますが、いずれの戦争も、国家を目指す戦争であることには変わりはない。国家は戦争をおびき寄せるのであって、平和を保障するものではないということに、多くの人が気づき始めている。のっけからスケールの大きな議論になりましたね。

Ⅱ、憲法 — 9条を一国民国家の憲法の枠に留めない

1 東アジアの同じ〈ピープル〉として9条平和主義を生きることは可能か

司会： 「憲法」というものは、国民国家の存在の正当性を明文化したものであり、普遍的な統治の理念を具体化したものとして掲げるから、「国民」的な合意を得ることができる。ですから、そういう意味ではもともと、憲法が国家という枠組みを超えることはない。それを思うから、沖縄の川満信一さんは琉球共和社会憲法試案というものを考えられたわけですが、既存の各国の憲法は、国境を超えた普遍性を獲得できているわけではない。むしろ他国に対して自国の権威を示して、人々を「国民」として愛国主

義の罫にはめる「装置」になっていると言えるのかもしれませんが。

古賀 : それでも私は日本国憲法9条2項「陸海空軍その他の戦力はこれを認めない」は、正面切って憲法改正されない限りは、機能していると考えます。今日の安倍政権をも縛っているのは事実です。

法が一つの規範を打ち立てれば、その規範の向こうにある理念をひとは問い返し、それを生活の中で解釈し、行為の指針とするのです。この問い返しと再解釈が立法行為の起源なのです。立法とは、国会における法律の制定にはとどまりません。立法とは、「歪んだ」生活の内部で、生活者としての一人一人が、その生活を成り立たせている原理や理念を自分の言葉で解釈し、さらにそれを生活に活かしていく継承のプロジェクトなのです。むしろそれを下敷きにして国会で法が制定されるのだと考えた方がいい。

司会 : 教科書通りの「立法行為の起源」としてはわかるのですが、例えば憲法9条の条文はあっても、「解釈」は、これまで本当に「ひと」が生活の中でしてきたのでしょうか。むしろ「解釈」権は時の政府の手にゆだねられてきたのではないですか。それを、「ひと」の手に奪い返す必要があると思います。「平和」の解釈は、軍事・外交権限を持つ政権に委ねられ、そのイメージをマスコミを通して「ひと」は追認してきたのではないのでしょうか。だから、「日米安保や自衛隊はいい。個別的自衛権まではいいが集団的自衛権はダメ」というような現状追認的な議論に、野党側もひきずられていったのではないですか。野党は、自衛隊を違憲として否定するのは「非現実的」としながら、現政権との小さな差異を、大きな争点であるかのように演出してきたようにも思えるのですが。

古賀 : 「解釈」権を、ひとの手に奪い返す必要があるというのはその通りですね。今の「戦争法案」反対の動きも、そういう要素があるでしょう。私が言いたいのは、明治初期に、中江兆民が上から押し付けられた憲法を、国民自身の能動的な制定憲法へと転換しようとしたように、私たちもまた憲法9条を、生活を成り立たせている原理や理念として能動的に活用すべきだということです。それが、「生活を成り立たせている原理や理念を自分の言葉で解釈し、さらにそれを生活に活かしていく継承のプロジェクト」ということの中身なのです。

笠井 : 戦後国家の基本的な枠組みは、日本国憲法の1条と9条で定められています。その変更は、単なる改定ではなく、憲法の破棄と憲法秩序の断絶に他なりません。つまり今回、「狼は来た」のです。「狼は来た」時代の「憲法守れ」には、憲法秩序を新たに

立て直すという意味が上書きされます。新たな憲法秩序は、到来した例外状態の混沌から立ち上げられることになる。主役は、言うまでもなく、街路に溢れ出し声をあげる無数の民衆です。

司会 : でも今「街路に溢れ出し声をあげ」ている人々が、国民国家の枠を超えた普遍主義に立てるのでしょうか。新たな憲法秩序に立つということは、憲法が国民国家の正当性を明文化したものに過ぎないという側面を大きく乗り越えて、「国民」である前に、「法」がある前に、民衆＝いわば〈ピープル〉がいて、その〈ピープル〉自身が、自分たちの普遍的な統治の理念を掲げるもの——そういうふうに憲法をとらえ返すことにならなければならない。

笠井 : 主役＝主体論は、踏み込んでいえば、そういったものになるでしょうね。

柿木 : 私は、9条はアジアの被害者の死の記憶の上に守られてきたものだと考えます。生活者の側から戦争の記憶を編み直す中で、民衆の血に染まった東アジアの現代史を解きほぐし、顔のある死者の記憶を分かち合う回路を開いて、国家を超えたところに民衆を創造すること。そうすることによって初めて、内村鑑三が言った「東洋平和」をアジアの隣人たちと共に追求することができる。核、米軍基地、新たな戦争の脅威の下、隣人と共に生き残ることへの切なる願いを、私たちは9条に込めるべきだと思うのです。

司会 : なるほど。日高六郎によれば、日本国憲法9条、特に2項には、日本のアジアへの侵略と植民地支配に対する「制限的処罰的側面」と、パリ不戦条約から国連憲章へと継承されてきた「積極的先駆的側面」の二つの側面があるというのですが、柿木さんは、当初は「制限的処罰的側面」であったかもしれないものが、アジアの被害者の死の記憶の上に、長い年月守られてきたものだととらえ返しておられる。このとらえ方は、憲法を国民国家の枠に閉じ込めない。「記憶を分かち合う回路を開いて、国家を超えたところに創造される民衆」＝東アジアの同じ〈ピープル〉として9条平和主義を生きるということだと思います。

Ⅲ、安保 — 21世紀の安保闘争はどうあるべきか

1 「狼は来た」時代の安保闘争は、すべてが俯瞰できる

司会 : 安倍政権のおかげで、戦後日本国家のメッキは剥がれ落ち、今や地金が見えています。60年安保闘争の頃と違い、安保—平和憲法—天皇—沖縄の関係が、今や俯瞰し

て見え、そのどれもに米国が関与していることも明らかです。そして、国家あるいは国家を超えた国家安全保障体制が、かえって敵を作り不安をあおり、域内で生活する人々を危険にさらすことになることも明らかになりつつあります。そんな中で、〈ピープル〉が生まれる契機となりうる「21世紀の安保闘争」とは、どうあるべきでしょうか。

古賀：今おっしゃったように、安保と憲法の関係が今では明らかになっています。日本国憲法が普遍的な統治の理念として平和主義を掲げ、9条を持ったのに、日本国は同時に、日米安保条約を結び、米軍基地を自由に置かせ、自衛隊を持つに至った。「生活を成り立たせている原理や理念を自分の言葉で解釈し、さらにそれを生活に活かしていく継承のプロジェクト」としては、平和主義を原理化し、生活に活かしていくべきなのに、実際には日米安保体制がそれを阻んでいる。その意味では、今の「戦争法案」反対闘争は、法案が強行採決された後は、日米安保体制を大きく視野に入れていくべきだろうと思います。

司会：同感です。ところで安全保障という概念は長年、国家の安全保障を意味してきたのですが、国家こそが人々の安全を脅かす要因になっているのではないか、という反省が1980年代以降登場し始め、国連では、国家の安全保障とは区別された「人間の安全保障」という概念が提起されるようになりました。それは、持続可能な発展の一部として「個人的、経済的、社会的な安全」を重視した点で、前進ではありますが、政府主導では、どうしても人間の安全保障を国家安全保障の補完的な位置に置くことになります。軍隊による武力行使や治安維持活動と貧困救済、保健衛生、教育などの活動を不可分一体のものとする考え方は、結局は大きな危険を伴います。そこで社会運動のなかから、「民衆の安全保障」をそれに対置しようという運動も進



参加者の表現「赤ずきんと狼」

んできました。提起者の一人である武藤一羊さんは、非軍事化、政府ではなく運動を通して民衆自身が安全を確かなものにする行為者となること、植民地支配や侵略戦争などの過去を直視すること等をコンセプトに挙げています。粉川さん、どう思われますか。

粉川 : 一番初めに話していた市野川さんの議論で言うと、「民衆の安全保障」とは、国家安全保障体制からの民衆の「cura」の奪回であると言えますね。今後「21世紀の安保闘争」というならば、その内実を持たなければなりませんね。

2 対米従属をやめることとアジアの民衆に向き合うことを一つのこととして

司会 : そうですね。今年で日本の敗戦後70年が経ちました。60年安保からもすでに55年が経っています。「21世紀の安保闘争」は、もう60年のそれとは違って、「対米従属か独立か」という選択の問題では済まない、さらなる根底的なとらえ返しが必要です。自発的に対米従属を続けることで、蹂躪した沖縄を含むアジアの民衆にまともに向き合わずに済ませてきたつけを、どうするのか。米国への自発的隷従をやめることと、沖縄やアジアに対して、今更ながら、羞恥の念にかられながら、それでも真剣に向き合うということとを、一つのこととしてやりきらなければなりません。

柿木 : そう思います。蹂躪した相手の記憶と、蹂躪した自分自身の記憶を重ね、分かち合う回路を持つこと、日本列島上に後から生まれて来た私・たちが、その回路をどう自分たちのものとして継承するかというところが、今後重要になってきます。

司会 : そういう意味では、現在列島上に住まう「在日」をはじめとするアジアに出自を持つ人々と、列島出自の私・たちとが、同じ〈列島住民〉になれるか、つまり、同等の主権者として、「日本の構成的解体」へと列島社会を組み替えることに踏み出せるかということが、「21世紀の安保闘争」の大きな課題になりますね。

笠井 : 一方で、近代化がアジアで一番早かったことや植民地化をかりうじて免れたことからくるいじましい優越感が、他のアジア諸国・民族に対する蔑視、差別の意識を醸成し、植民地支配や侵略行為の正当化に繋がっている。他方で、近代化が欧米よりも大きく遅れたことによる劣等感が、支配層の意識を含め、卑屈な自発的対米従属意識に繋がっている。現在につながる二つの意識は、近代化を唯一の価値基準とした表裏一体の関係にあるのではないのでしょうか。

司会 : 武藤さん流に大きなスケールで言えば、明治初期以来、日本という国民国家の成り立たせ方の根本から歪であった大日本帝国を植民地支配や侵略という行為すら含めて賛美し、その在り方を継承しようという「帝国継承原理」と、アジア・太平洋戦争敗戦後に、「国体護持」とセットになることで、日本支配層が骨がらみになった「アメリカ覇権原理」とを、今こそ、「憲法平和主義原理」によって根本から引き抜き、国民国家という弊害を解体させることへと向かうときです。

日米安保破棄と同時に中国をはじめとする東アジア諸国と非戦条約・友好親善条約を結ぶこと、もちろんアメリカともロシアとも北朝鮮とも結ぶこと、自衛隊を災害救助隊へと改編すること……。日本帝国の侵略と植民地支配の過去を明確に認め、謝罪・補償を行う姿勢を自ら率先して明確に打ち出すことで、現実的にこれらを進めるプロジェクトの端緒につける。そうすることで、憲法9条2項の東アジアでの共有、東アジアの非核・非戦闘地域化が、実現に近づくでしょう。

柿木 : 東アジアで出会う〈ピープル〉たちも、国民国家の弊害を抱えるそれぞれの自国のあり方に抗い、呼びかけに呼応するべきであり、そのようにお互いに促しあうことも必要であると思います。

司会 : 最後にもう一つだけ言わせてください。冒頭のセキュリティの論議の中で、国家がセキュリティ装置としてあり、それがかえって人の生をがんじがらめにするという話がありましたけれども、その膨張し続ける国家のセキュリティ網に対して、逆に憲法平和主義原理をとことん深化、拡大させて、前文、13条、25条などから、「平和的生存権」を汲み取ろうという試みもあります。平和主義を原理として貫徹するということは、社会的平面の問題にも及ぶわけです。そうすれば、セキュリティが国家間ばかりではないのと同じように、平和主義も外交のことばかりではなく、生活を成り立たせている原理として、人の生活の仕方にまで降りてくる、入り込んでくるのではないかと思います。憲法平和主義の原理化というのは、そういうことでもあると思います。

古賀 : やっとここにきて、最後の最後に私の議論と繋がって来ましたね。

司会 : そうですね。憲法平和主義原理をアジアの民衆同士＝〈ピープル〉の安全保障を築く根幹に据える——そんな風に原理化したいですね。

みなさん今日は、「仮装ディスカッション」のパネラーを快く引き受けてくださり、どうもありがとうございました。

